

英国判例における親の教育権

— 1870年～1890年の宗教教育関係判例の考察 —

九州大学大学院 豊 福 直 子

Abstract

The Parental Rights to Education in English Legal Cases 1870–1890

— concerning the religious education —

Naoko TOYOFUKU, Graduate School, Kyushū University

This paper attempts to explore the parental rights to education in England through the analysis of the legal cases concerning religion and education.

Problems of the religious education was mainly included those cases concerning the custody and the control of the infant.

In this paper, three respects were presented: the conflicts of the father's rights with the mother's, of the parental rights with the welfare of the child, and of common law with the statutes.

From precedents, the following findings were developed: At common law, the rights of the father to the custody over his own children were paramount, and took priority and absoluteness over the mother. The rights of the father to have his children educated in his own religion was recognized as bestowed by the God and sustained by human law.

Gradually, some statutes like "The Guardianship of Infants Act, 1886" began to recognize partly the rights of the mother to her children.

However, concerning the religious education, these statutes did not change the rule of the court based on common law and the precedents. Moreover, whenever the welfare and benefit of the child came into conflict with "the sacred right of the father", the court held the side of the father.

In this period, the parental rights were those of the father. The rights of the mother and the welfare of the child were seldom held by the court.

These situation continued till the appearance of "The Guardianship of Infants Act, 1925".

はじめに

筆者は、子どもの教育を受ける権利とは何か(その内実)、それと不可分の関わりを持つ親の教育権とは如何なるものか(その性格と態度)とを明らかにすることを目的として、それらを判例を通じて考察することを試みている。本稿はその一環として、1870年から1890年における宗教教育に関する親の権利を取り扱ったものである。

英国において、子どもの教育は親の自然法的権利・義務に属するものとされてきた。Blackstoneは、コモン・ローにおける親の権利・義務の領域として扶養(maintenance)、保護(protection)、教育(education)の三つをあげている⁽¹⁾。

宗教教育については「健全な子どもの躾(training)は健全な宗教的原理と根本的に関わりを持つものであるという信念が英国の伝統の中で培われてきた⁽²⁾。」と言われる。また前述したように、子の教育は親の自然法的権利・義務であり、他人の容喙をたやすくは許さないものとされるのであるが、宗教教育は親自身の思想・良心・信教の自由と密接に関わるものであるだけに、その性格は一層強いものである。

「宗教教育の方針（の決定）は、監護及び監督に含まれる⁽³⁾。」従って、宗教教育に関する争点を有する判例（本稿では、以下これを宗教教育関係判例という）は、監護権、後見権を取り扱うものであることが多い。

本稿では、宗教教育関係判例において親の権利が如何なるものとされているか（その性格・機能）の吟味を基本的な視点とし、父権と母権の相剋、子どもの福祉との関わり、コモン・ローと制定法の葛藤等にわたって考察を試みる。

1. 父親の権利と母親の権利

宗教教育関係判例を概観する際、きわめて特徴的なこととして目に映るのは、それがしばしば父権と母権の対立として現われることである。父親と母親とが宗教を異にする場合、子どもはいずれの宗教に従って教育されるのか、がそこでの焦点となる。

In re Agar-Ellis (1878)⁽⁴⁾はその好例であろう。ここでは父親はプロテスタント（英国国教会）、母親はローマン・カソリックである。両者は結婚前に、「生まれる子どもはカソリックとして育てる」という約束をかわしていた。しかし、第一子誕生後、父親は子どもをプロテスタントとして育てることを主張するようになった。母親は結婚前の約束を理由に、子ども達（訴訟開始時の1878年には3人の娘——12歳、11歳、9歳——があった）にカソリックの教義に従った教育を行ってきた。一方、父親は彼らをプロテスタント教会に連れていく等を試みたが、子ども達はこれを拒否するに到った。

1878年7月、父親は子ども達を裁判所の被後見人とすることを求める訴えを、同じく母親は1873年末成年者監護法に基づいて、子ども達をカソリックとして育てることの承認を求める訴えをなした。

両者は一緒に審理され、第一審は母親の訴えを却下し、以下の命令を下した。すなわち、子ども達は英国国教会の一員として育てられるべきである。母親は父親の同意と承認なしに彼らをカソリック教会、あるいはその告解の場へ連れて行ってはならない。

副大法官 (Vice-chancellor) Mallins は、母親が父親の意向を知りつつ、これに反して子ども達をカソリックの教義に従って教育したことについて以下のように述べる。

「英国の法、キリスト者の法及び社会の法によれば、夫と妻の間に意見の相違がある場合は夫に従うのが妻の義務である。彼女、Agar-Ellis夫人がそのことを全く忘れていたこと、そしてかかる行為をなしたことは遺憾であると言わざるを得ない。」

「本法廷の原則は良識の原則であり、妥当な原則 (the principles of propriety) であって、つまり、子ども達は父親の宗教で育てられねばならないというものである。」

「父親は彼の家の長であり、家族を監督せねばならず、子ども達がどのように、誰によって、どこで教育されるかを示さなくてはならない。本法廷は、親の義務が放棄されない限り、親と子の間に干渉しない⁽⁶⁾。」

裁判所の干渉の根拠とされる親の義務の放棄にあたるものとして、次の三つの場合があげられる。

1. 父親が子ども達を不信心者もしくは無神論者として育てる場合
2. 父親に不品行があった場合
3. 裁判所により、父親の義務放棄と明らかに認められる場合

結婚前の約束については、Mallins 副大法官は *Andrews v. Salt*⁽⁶⁾ を引用しつつ、これに法的拘束力は認

められないとする。また、父親は自分の見解を変更する自由を有し、それは親の権限の濫用にはあたらないとする。

母親は控訴し、控訴審では以下の通り判示された。

すなわち、父親は、彼自身の宗教的見地に従って子ども達を育てる権利を剥奪されることはない。裁判所は、父親がこの権利を行使することを援助する。よって、第一審の禁止命令を支持する。

控訴審における被告側主張は、次のように整理できる。

宗教教育が長期間にわたって一貫して為されており、その結果、子ども達が確固とした宗教的信念を持っていることが認められるならば、裁判所はこの信念を尊重すべきである。どこで、誰によりこの信念が教えられたか、及びその性質が如何なるものであるかは、この決定とは関わりないことである。考慮されるべき中心課題は、子ども達の福祉である。父親の権限は信託であって、恣意的権力ではない。裁判所は、未成年者にとって最善と考えられることを為すべきである。

判決では、「子ども達の監護と監督についての父親の権利はもっとも神聖な権利のひとつ」である旨が示され、親権の剥奪、あるいは放棄を伴うような行為が存在しない場合、裁判所は父親の法的権利には干渉しないこととした。つまり、父親の善意の意思 (*bona fide opinion*) が尊重されたことになる。

2. 父親の権利に対する制限

このような父親の権利は如何なる場合に制限されるのか。

父親の死後の権利については、*Hawksworth v. Hawksworth*, (1871)⁽⁷⁾において次のルールが確立されている。

「裁判所、あるいは父親の死後子どもを後見するいかなる人物も、子どもを扱う際、きわめて特殊な場合でない限り、その父親の宗教に神聖な敬意 (*sacred regard*) を払うべきである。そして、その子どもが父親の宗教で — それは何であれ — 育てられていることを確認 (*see*) すべきである。」(傍点筆者)

Hawksworth v. Hawksworth 以後、このルールにいう「きわめて特殊な場合」が問題となる。

以下に紹介する *In re Clarke*, (1882)⁽⁸⁾ は、父親 (すでに死亡) の権利放棄が「きわめて特殊な場合」にあたると認められたケースである。

ここでは、父親はプロテスタント (英国国教会) の英国人、母親はカソリックのドイツ人である。両者は結婚前に、「生まれる子どもはカソリックとして育てる」という文書による約束をかわしている。その後3人の子どもが生まれ、一家はドイツで暮らした。

子ども達はカソリックの洗礼を受け、プロテスタントである父親も、彼らと共にしばしばカソリック教会のミサに出席した。1876年、父親は遺言を残さず、子ども達の後見人を指定しないまま死亡した。

本件は、母親が未成年の息子に代って、後見人の指定、当該未成年者に属する不動産の地代及び利子の受取人の指定、彼の扶養及び教育の計画の決定を求めたものである。

本件では、父親が生前望んでいたことは何か、子ども自身の利益とは何かが論じられる。

結婚前の約束は法的拘束力を持たないという先例は、ここでも支持される。であるから、約束自体ではなく、父親の意見 — *In re Agar-Ellis* で、それは変更の自由を認められている — が一貫しているかどうか、その最終的な希望は何であったかを吟味することになる。

証言及び証拠によれば、父親は子ども達をカソリックの教義に従って育てることに同意し、彼自身もカソリック教会によく出席していたこと（英国国教会には全く出席していなかったようであるが）が認められた。もし彼が生きていれば、「私は子ども達がカソリックの教義に従って育てられることを望みます。」と言ったであろう。

自分の宗教以外の宗教で子どもが育てられるのを黙認するこのような一連の行為及び意見の表明は、自分の宗教で子どもを育てる父親の権利の放棄にあたるものとみなされた。

何が子どもの利益かについては、次のように判示される。

子どもは8歳半であり、彼の2人の姉妹はカソリックとして育てられている。このような幼い年齢の子どもにとって、その母親の監護から引き離されることは利益にはならないであろう。それ故、カソリックの宗教で育てられることが子どもの最大の利益である。

裁判所はこれらの判断に基づいて、母親と叔父とを未成年の子どもの後見人として指定する、子どもはカソリックとして育てられるべきであるとの決定を下したのであった。

3. 1886年未成年者後見法と母親の権利

コモン・ローにおいて論じられる親の権利とは父親の権利であり、母親は尊敬を受けるのみであった。Blackstoneも述べているように、「結婚によって夫と妻はひとつの人格になる。それは、夫の人格である⁽⁹⁾。」

父親の権利は、至高のもの（paramount）であり、母親に対して絶対的なものであった。

母親の権利は、1839年未成年者監護法（The Custody of Infants Act、— いわゆる Talfourd's Act）、1873年未成年者監護法（The Custody of Infants Act）、1886年未成年者後見法（The Guardianship of Infants Act）等々により、徐々に拡大されることになる。

とりわけ1886年法は「本質的には母親のための法律である」と評される。これは、12歳未満の子の監護権を母親に与える権限を裁判所に付与し、父親が遺言により母親以外の後見人を指定して母親の権利を奪うことを禁じた。この1886年法により、父親の死後、母親も遺言による後見人と共同して子の監護にあたることになった。さらに、この法によって始めて、母親は遺言による後見人指定権を認められた。

しかしながら、宗教教育関係判例においては、この1886年法は、必ずしもその効力を十分に発揮しているものではなかった。

In re Scanlan, Infants, (1888)⁽¹⁰⁾は、宗教教育に関する裁判所のルール（前述 Hawksworth v. Hawksworth において確立された）は、1886年未成年者後見法によって動かされることはないと判示している。

ここでは、父親はプロテスタント（英国国教会、彼はカソリックの洗礼を受けたが後に改宗したとみられる）、母親はカソリックである。彼らの長女と三女はプロテスタント、カソリック双方の、次女と長男（訴訟開始時にはすでに死亡）はプロテスタントの洗礼を受けている。子ども達は、いくつかのカソリック系の学校でその教義に従った教育を受けており、これらは父親の承認と同意を得ていたことが証拠により明らかである。

1886年、Scanlan 夫妻は別居した。その理由は明らかではない。それと前後して、父親はプロテスタント教会の巡視員の訪問を受けるようになった。彼はきわめて貧しく、また結核を患っており、教区牧師補の仲立ちで入院し、1887年4月、後見人を指定しないままそこで死亡した。この期間に父親はプロ

テストントとしての自覚を持ち、子ども達をプロテスタントとして育てる必要を感じ始めたものとみられる。

父親の死後、子ども達はプロテスタントの教区巡視員及び牧師補により、別々にプロテスタント系の学校へ行かされた。二女は亡父の書面による同意によってカナダへ送られた。

本訴訟は、子ども達の訴訟補助者が母親を後見人の任務から免じ、これに代って2名の後見人を指定することを求めたものである。

1888年6月12日、Stirling 裁判官により述べられた判決は以下のようにまとめられる。

母親は、法により定められた後見人の任務を免ぜられるべきではない。しかし、彼女と共同に子どもの後見にあたる人物が指定されるべきである。子ども達はプロテスタントとして育てられるべきである。

共同後見人選任の際、考えられねばならない主要な要素は宗教であった。

プロテスタントとして子どもを育てようとする父親の願いが確認され、彼の行為と願望は、子ども達の福祉に対する純粋な願い、父親としての義務を誠実に履行しようとする願いと一致するものとされた。

1886年法によれば、母親は単独、もしくは遺言による後見人と共同で子どもの監護にあたる事が可能であった。そこで問題となるのは、子どもの宗教教育についてかかる後見人に委託された義務の内容であった。それについては、前述 *Hawksworth v. Hawksworth* における裁判所のルールがひとつの答えを示している。つまり、後見人は「子どもを扱う際には父親の宗教に神聖な敬意を払い、きわめて特殊な場合でない限り、子どもが父親の宗教 — それが何であれ — で育てられることを確かめねばならない。」というものである。

後見人が母親であっても、このルールは適用された。それは以下の理由からである。母親の法的地位は自然的権利の考察からではなく、議会の法律の文言の正しい解釈により確かめられなければならない。自然的権利に一層の認識が与えられることを考慮し、決定するのは立法府の仕事である。

さらに、宗教教育に関するルールは後見人指定権から生じたものとは言えず、立法府がこれに代わる新たなルールを提示していない以上、従来のルールが依然として有効であるとされた。従って、1886年法はこのルールに変化をもたらすものではないと判示されたのであった。

4. ま と め

以上から、この時期の宗教教育関係判例において、親の教育権がどのように取り扱われているかが明らかになる。

まず、父権と母権の関わりについて見てみよう。

コモン・ローにおいて「自分の家の主人、家族の中の王及び支配者」とされる夫・父親は、法的無能力者としての妻・母親に対して絶対的な権力を有する。このハイアラーキーは、母親よりもさらに弱い立場に置かれた「未完成の人間」としての子どもを含めつつ成立する。

従って、婦人の権利の拡大は第一に個人主義的平等（独立した人格としての婦人の確認、夫と妻の平等）、第二に親としての平等（子どもに対する権利の平等）を志向するものであった。

この意味において、婦権、とりわけ母権の拡大及び母権 — 父権の平等化・対等化は、子どもの権利に対する認識、その拡大と本質的に関わっているのである。一連の制定法、特に1886年未成年者後見法はこのような母親の権利を拡大するものとして意義付けられる。

しかし、宗教教育に限って言えば、In re Scanlan に述べられた如く、1886年法は従来の裁判所のルールに変更をもたらすものではなかった。

In re Scanlan において、判決は以下の考え方に懐疑的である。「母親の自然的権利は、他のいかなる後見人のそれとも全体的に異なるものであり、父親の自然的権利についての In re Agar - Ellis における意見は母親にも準用される。」

1886年法は父親の死後、母親を後見人とすることを定めたが、その権利は他の後見人の権利以上のものではない。それは第三者的な「後見人としての」権利であって、母親の「親としての」権利にはなお遠いものであった。

次に、「子どもの福祉」についてはどうか。判例において「子どもの福祉」に与えられる考慮の幅はきわめて限定されている。

「子どもの福祉」と「子どもに対する父親の神聖な権利」との葛藤が生ずる場合、裁判所は父親を支持することが専らであった。父親は宗教教育に関して意見変更の自由を認められ、それと「恣意的で気まぐれな」言動とを分つ基準は示されない。さらに裁判所は父親の「善意の意思」を認めることにより、その行為の合法性の枠を広げたのである。

1886年法は、未成年者の監護と、いずれかの親がその未成年者に近づく権利について、「未成年者の福祉と、両親の行動と、さらに父ならびに母の希望とにかんがみて」これを決定すると定めている。(同法5条)

未成年者の福祉が他の要因との並列関係をこえて、この問題の決定にあたっての「第一かつ至高のことがら」となるには、1925年未成年者後見法の出現をまたねばならなかったのである。そこにおいて始めて、父母の権利の平等と子どもの福祉の至上性とが法において確認されることになる。

本稿で取り上げた時期において子どもの福祉への注目、母権の拡大についてかなりの考慮が払われるようになったが、父親の権利の優位性は依然として強固な地位を占めていると言うことができよう。

〔注〕

- (1) 以上については、拙稿「英国判例における親の教育権 — 1870年～1890年における — 」1979、九州教育学会研究紀要、7巻、PP. 119～126。
- (2) I. Pinchbeck, and M. Hewitt, 1973, Children in English Society, Roulledge & Kegan Paul, vol. 2, p. 366.
- (3) A. Cairns (ed.), 1937, Eversley's Law of the Domestic Relations, Sweet & Maxwell, Limited, p. 428.
- (4) Law Reports, 10 ch. D. 49, 1878.
- (5) 裁判所の干渉の条件については、A. Cairns, op. cit. p. 425に判例に即して述べられる。
- (6) Andrews v. Salt, Law Rep., 8 ch. 622, 636, 1873.
異なる宗派の夫と妻の間に結婚前にかわされた約束は「将来生まれる子どもは男児は父親の、女児は母親の宗教で育てられる」とするものであった。
判決は、特定の方法でその権利を行使することを定める契約によって父親は拘束されないとした。
- (7) Law Rep. 6 ch. 539, 1871.
- (8) Ibid, 21 ch. D. 817, 1882.
- (9) Commentaries on the Laws of England, 1803, St. George Tucker, p. 441.
- (10) Law Rep., 40 ch. D. 200, 1888.